



令01原機(科保)041
令和元年10月29日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄



原子炉設置の許可に係る変更について(届出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 事業所の名称
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

3. 変更内容
平成30年10月17日付け原規規発第1810173号をもって原子炉設置変更許可を受け、平成30年11月13日付け30原機(科保)097、平成31年1月25日付け30原機(科保)122及び平成31年4月26日付け31原機(科保)016をもって変更を届け出た放射性廃棄物の廃棄施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更理由
放射性廃棄物の廃棄施設の工事計画について、着工時期を見直したため。
また、放射性廃棄物の廃棄施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請における分割申請を踏まえ、工事計画の項目について明確化を図るため。

以上

6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画（放射性廃棄物の廃棄施設）

（変更前）

年度 項目	平成29				平成30				平成31 令和元				令和2				令和 3
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
排水貯留ポンドのライニングの施工																	
第1廃棄物処理棟及び第2廃棄物処理棟の耐震補強																	
第2廃棄物処理棟の固化セル火災感知設備、セル排風機自動消火設備及びセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置並びに第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置・Iにおける漏えい防止に係る堰の設置																	
廃棄物保管棟・IIの耐震補強																	
液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置																	
第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新																	
津波防護対策																	
第3廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟の耐震補強																	

(変更後)

項目	平成30				平成31 令和元				令和2				令和3			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
排水貯留ポンドのライニングの施工				■	■	■	■									
第1廃棄物処理棟及び第2廃棄物処理棟の耐震補強				■	■	■	■									
第2廃棄物処理棟のセル排風機自動消火設備及びセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置並びに第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置・Iにおける漏えい防止に係る堰の設置								■	■	■	■					
廃棄物保管棟・IIの耐震補強								■	■	■	■					
液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置								■	■	■	■					
第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新								■	■	■	■					
第2廃棄物処理棟の固化セル火災報知設備の設置								■	■	■	■					
第2廃棄物処理棟のセル排風機に係る動力ケーブルの材料								■	■	■	■					
保管廃棄施設に係る津波防護対策								■	■	■	■	■				

